



特集4 地方創生に資する「地域情報化大賞」受賞優良事例

(「地域情報化大賞」総務大臣賞受賞)

「ポケットカルテ」及び地域共通診察券「すこやか安心カード」 (NPO法人日本サスティナブル・コミュニティ・センター(京都府京都市))

【概要】

医療機関毎に管理されている住民の医療履歴を自ら時系列に集約管理できる仕組み作りと、医療機関数の減少や負担増という地域課題に対処するため、地域共通診察券発行や健康医療福祉履歴管理・医療圏リソース管理を統合的に提供。その結果、「ポケットカルテ」の登録者数は4万5千名超に拡大(平成26年12月末現在)する等、地域の医療資源を一つの仮想巨大医療機関とみなして有効活用し、安心・安全な地域医療提供体制の確立に寄与。

【コラム】

<事業の背景や経緯>

昨今の医療の高度化や患者ニーズの個別化・多様化により、医療機関への負担が増加しているにも関わらず、京都府では医療機関の減少が続いている。本事業では、地域共通診察券発行や健康医療福祉履歴管理・医療圏リソース管理を統合的に提供することにより、地域医療に関わる医療資源(医療従事者・医療機器・設備)をひとつの仮想巨大医療機関とみなして有効活用することを可能とし、質の高い安心・安全な地域医療提供体制を確立するための情報基盤整備を目的としている。

地域には病院・診療所・保険調剤薬局など多数の医療機関が存在するが、その設立母体は民間(個人・法人)や公的・公立(国・府・市町村・日赤他)など様々であり、地域住民の医療履歴は個々の医療機関ごとに個別管理されている。

このため、普段はかかりつけ医に受診する地域住民が、総合病院で専門医を受診することになった場合に、既往歴や家族歴・アレルギー情報などのいわゆる「予診・問診情報」連携が不十分な事態が多々見受けられ、診察での説明や検査・投薬が重複して行われたり、医療機器や設備の予約に時間がかかったりなど、費用や時間の無駄に加えて、投薬の重複や飲み合わせの問題などでは危険なこと也有った。

これらの課題を解決し、地域の医療資源(医療従事者・医療機器・設備)を有効利活用するためには、地域住民が自らの健康医療福祉履歴を自ら時系列に集約管理できる仕組みづくりが望まれていた。

<事業内容の詳細>

「ポケットカルテ」とは

当法人顧問の独立行政法人国立病院機構 京都医療センター 北岡有喜博士が考案・開発し、特定非営利活動法人日本サスティナブル・コミュニティ・センター(SCCJ)が運営する「個人向け電子カルテ(PHR:Personal Health Records)」サービスで、自分自身の「健診履歴や受診履歴」などの健康・医療・福祉・介護履歴情報を生涯にわたり無料で管理できる。

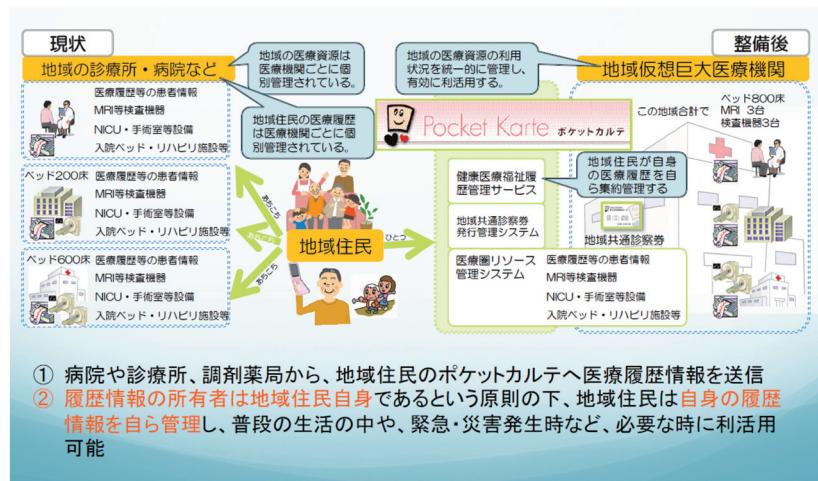
2008年6月から地域住民向けにサービス提供開始。

2014年12月時点で、4万5千名を超える利用登録者数となっている。

「ポケットカルテ」の特徴

- ① 病院や診療所、調剤薬局から、地域住民のポケットカルテへ医療履歴情報を送信

履歴情報の所有者は地域住民自身であるという原則の下、地域住民は自身の履歴情報を自ら管理し、普段の生活の中や、緊急・災害発生時など、必要な時に利活用可能。



地域共通診察券について



- ① 共通診察券「すこやか安心カード」(ICカード)には、自分自身が受診歴のある対応医療機関の医療機関番号とその医療機関における自分の患者番号を30医療機関分まで登録可能。
- ② 一枚の共通診察券「すこやか安心カード」で、自分の患者番号登録済の医療機関を、個々の医療機関が発行している診察券無しで受診でき、常時、複数の医療機関を受診している高齢者などは、何枚もの診察券を持ち歩く必要がなくなる。
- ③ 共通診察券「すこやか安心カード」はポケットカルテへアクセスする認証キーとして利用可能で、PCやスマートフォン、バーコードリーダーなどを使いこなせない小児や高齢者などでも、簡単かつ安全にポケットカルテを利用可能としている。



特集4 地方創生に資する「地域情報化大賞」受賞優良事例

- ④ 京都や名古屋など、5万枚以上を住民へ発行し、2015年1月14日時点で17,357名（発行総数の約35%）が日々の医療機関受診に利用している。

<サービスイメージやシステム構成>



- ① 「ポケットカルテ」のサービスは、いわゆる「情報銀行」であり、自分自身の健康・医療・福祉・介護履歴情報を生涯にわたり無料で管理できるサービスである。
- ② そのサービスは金融機関としての「銀行」例えると理解が容易である。
- ③ 金融機関としての「銀行」へは「お金」を預けるが、「情報銀行」である「ポケットカルテ」には自分自身の健康・医療・福祉・介護履歴情報（検査結果や処方内容・手術歴や入退院履歴など）を預ける。
- ④ 「銀行」窓口で、預貯金・出金することに、病院診察室や窓口での情報授受（多くは紙ベース）が相当する。
- ⑤ いわゆる「インターネットバンキング」が、「ポケットカルテ」の基本サービスに相当する。
- ⑥ 「銀行の」キャッシュカードをATM（キャッシュディスペンサー）で利用し預貯金・出金することに、「ポケットカルテ」の地域共通診察券「すこやか安心カード」の利用が相当する。
- ⑦ さらに金融機関としての「銀行」では無い便利なサービスとして、「ポケットカルテ」は、ケーブルテレビ経由なら、自宅のテレビで自分自身の登録情報を24時間閲覧可能となっている。

<実施運営体制>

- ① 毎月第3木曜日に、「ポケットカルテ」地域共通診察券「すこやか安心カード」運営協議会を開催している。
- ② 2014年12月末までに52回の運営協議会を開催済み。
- ③ 構成員は京都府・京都市・宇治市・城陽市・久御山町・奈良県生駒市首長、ITコンソーシアム京都（旧京都高度情報化推進協議会）、地域医師会、医療機関、患者団体、地域住民の会、ICTベンダーなど。
- ④ 毎回、オープン開催しており、特定非営利活動法人日本サステナブル・コミュニティ・センターの個人会員（入会金無料・年会費千円）になれば誰でもオブザーバー参加できる。
- ⑤ 毎回、「ポケットカルテ」地域共通診察券「すこやか安心カード」の運営に関連する各界のオーソリティを招いて、約1時間の勉強会を同時開催し、「ポケットカルテ」地域共通診察券「すこやか安心カード」運営協議会のリテラシー向上に努めている。

継続性 事業運営費について

実際の利用者である地域住民は無償

対応する医療機関や団体が費用負担することで自立的・継続的に運営

- ・医療機関：患者との情報連携として利用、地域医療連携のとして利用
- ・医学系学会研究機関：臨床研究の情報基盤として利用
- ・地方公共団体：住民サービスの向上
- ・ベンダー：自社のサービスや機器と連携し商品の付加価値向上

↓

1から情報システムを構築・運用しなくとも、「ポケットカルテ」を利用することで、必要なツールを予算内で調達可能

<事業実施にあたって苦労した点や工夫した点>

① デジタル領収書プラットフォームの構築

「ポケットカルテ」は2008年6月より試験サービス、同年10月より正式無料サービスを開始し、わずか4ヶ月で利用者は1万人を突破したが、その後の登録者数増加が緩やかとなつたため、利用者などに調査を行ったところ、「医療機関やドラッグストア等でデジタルデータをもらえないため、一々データを手入力しなければならず、面倒」という意見が多数であった。

そこで、医療機関やドラッグストア等での領収書にQRコードを印刷し、「ポケットカルテ」利用者がそのQRコードをカメラ付き携帯電話やPHS・スマートフォンなどで読み取ることによりデータ入力できる仕組みを考案し、このQRコード付き領収書を「デジタル領収書」と呼称することとした(図)。

しかしながら、医療機関やドラッグストア等の領収書に「デジタル領収書」システムを実装するには、医事会計システム

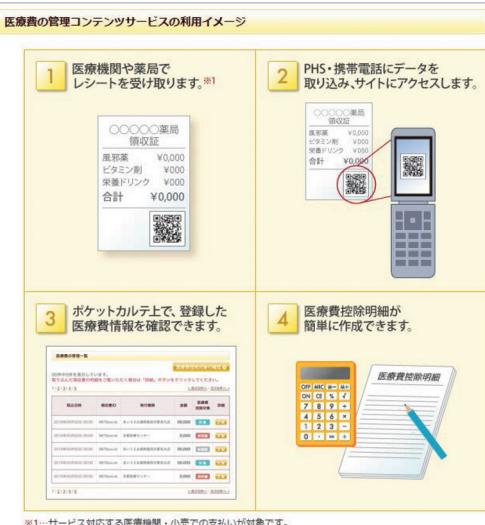
やPOSレジシステムの改修が必要となり、医療機関やドラッグストア等に負担が発生する。

この課題を解決するためには、「デジタル領収書」を実装すれば、実装時に発生する負担を上回る何らかのインセンティブが必要である。医療機関やドラッグストア等にとってのインセンティブは何か？ それは言うまでもなく患者や利用者の増加である。

次に、患者や利用者が、「デジタル領収書」を実装した医療機関やドラッグストア等を選択して訪れるインセンティブは何か？を考えると、何らかのディスカウントやポイントサービスが想定される。しかしながら、保険診療においては、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第四条第一項等において、「保険薬局は健康保険法第七十四条の規定による一部負担金等の支払を受けるものとされ、その減額は許されない」が、唯一、法的に認めたれたディスカウントとして「医療費控除」制度がある。「医療費控除」とは、日本の所得税及び個人住民税において、自分自身や家族のために医療費を支払った場合に適用となる控除で、所得控除であり、物的控除である。

② デジタル領収書を活用し、e-Taxで医療費控除を自動化する

2007年度の総務省の統計によれば、二人以上の世帯における保健医療費の年間総額は平均で10万円を超えていた。この事実は、二人以上の世帯において、50%の確率で医療費控除が受けられる可能性を示唆している。にもかかわらず、二人以上の世帯の50%が、実際に医療費控除の恩恵を受けているわけではない。なぜなら、それは医療費控除の手続きが煩雑で、医療費控除を受けるためには、世帯全員の医療費の領収書を





特集4 地方創生に資する「地域情報化大賞」受賞優良事例

1年にわたって収集し、帳簿化することが必要だからである。加えて、医療費控除に関する事項を記載した確定申告書の提出が必要で、その際、領収書など、「領収した者のその領収を証する書類」を、確定申告書に添付するか確定申告書の提出の際に提示しなければならないからである。しかしながら、2008年からはe-Taxを用いて医療費控除を電子申請する場合、原則、領収書の添付が不要となった。

この規制緩和を利用し、医療機関の領収書や様々なヘルスケア関連の支出に関する領収書を「デジタル領収書」化し、それをカメラ付き携帯電話やPHS・スマートフォンなどで読み取ることにより、世帯全員の医療費の領収書を簡単に収集、管理できるサービスを考案した。考案したサービスを実用化するために、総務省の平成21年度「ICT経済・地域活性化基盤確立事業（ユビキタス特区事業）」に『医療機関のデジタル領収書プラットフォーム構築とヘルスケア家計簿との連携による地域住民への付加価値サービスの実現』として公募申請し、2009年11月に採択され、開発・構築し、2010年2月より正式無料サービスを開始した。

医療費には病院や診療所などで保険医療を受けた際に支払う保険医療費と、ドラッグストアやコンビニ、量販店などで購入した物品の内、医療費として認められる保険外医療費がある。後者については、例えば、子供のオムツは医療費としては認めらないが、大人のオムツに関しては、数量の上限はあるにせよ、医療費として認められる。また、タクシー代は通常医療費ではないが、足の骨折などで歩行困難な場合は、自宅や最寄りの駅から医療機関までのタクシー代が保険外医療費として認められるケースがある。

このように、保険外医療費に関しては、認められるかどうかといった仕分け作業が必要であり、著者らは「ヘルスケア家計簿」というシステムとのサービス連携により、医療費控除にかかる情報収集→帳簿化→e-Taxフォームへの自動整形を自動化し、2010年2月より正式無料サービスを開始している。サービスの概要を成果ビデオとしてYouTubeに公開しているので、以下のURLからご覧いただければ幸甚である。

<http://www.youtube.com/watch?v=IAER0i4ZGBk>

③ デジタル領収書プラットフォームによる「ポケットカルテ」へのデータ転送

構築した「デジタル領収書」プラットフォームを普及させ、利用者が経験した様々な予防接種や罹患した傷病とそれに対して受けた診療行為、あるいは健診結果や健康食品・嗜好品情報、市販薬やサポーターなどの健康保険適用外品の購買情報など、全てを「ポケットカルテ」に簡単に「記録」としてデータ転送できる環境構築を目的として、京都市・宇治市・城陽市・久御山町の推薦をうけた提案（プロジェクト名称：「地域共通診察券（仮称：すこやか安心カード）発行による安心・安全な健康医療福祉情報基盤整備事業」）を、総務省の「平成22年度地域ICT利活用広域連携事業」公募に申請し、採択された。これを受け、本事業に参加する地方公共団体および及び 京都府、各位各層の有識者とともに運営協議会を発足し、2011年1月より京都医療センター（京都市伏見区）を中心に3市1町の対象地域（約79万世帯）を対象に、本プロジェクトの実証サービスを開始した。

本事業では、前年度の成果物である「デジタル領収書」プラットフォームによる「ポケットカルテ」へのデータ転送の仕組みの対象を、前年度の「医療費控除」の対象となる領収書・明細書の金額情報に加えて、①処方内容、②検査内容とその結果、③処置内容、等に拡げた。特に①については、従来の紙ベースのお薬手帳のように、シールを貼ったり、手書き転記したりという手間の無い、全自动記録化された「電子版お薬手帳」サービスとして提供しており、利用者に好評をいただいている。

④ 地域共通診察券（すこやか安心カード）

「ポケットカルテ」の利用には、カメラ付き携帯電話やPHS・スマートフォン、バーコードリーダーやPCといった情報端末を使いこなせる必要がある。しかしながら、医療機関・ドラッグストアなどの受診者・利用者の全てがこれらの情報端末を使いこなせる訳わけではない。これらの情報端末を使いこなせない、あるいは使っていない

い受診者・利用者にも「ポケットカルテ」サービスを利用していただけるよう、対象地域の5病院と久御山町役場で地域共通診察券(すこやか安心カード)というICカードの発行を開始した。サービスの概要を成果ビデオとしてYouTubeに公開しているので、以下のURLからご覧いただければ幸甚である。

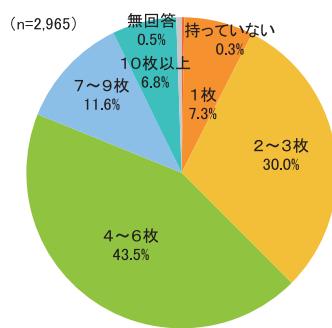
<http://www.youtube.com/watch?v=w-ISKTvmSvA>

<サービス利用者の声>

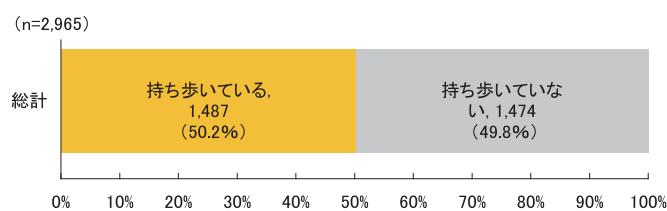
地域共通診察券発行キャンペーン(2011年5月30日から6月10日にかけて実施)時に、診察券の保有状況、地域共通診察券に対する期待等をたずねるアンケートを実施した。回答総数は2,965人であった。

① 診察券保有状況について

保有している診察券の枚数をたずねたところ、「4~6枚」が最も多く(43.5%)、次いで「2~3枚」(30.0%)、「7~9枚」(11.6%)で、「10枚以上」との回答も6.8%あった。

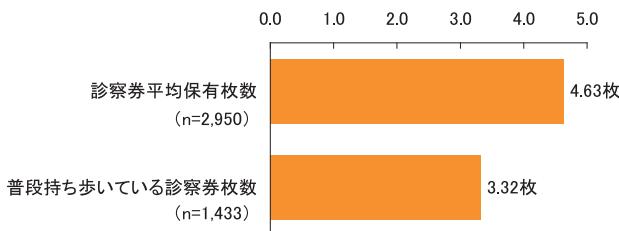


また、診察券を普段持ち歩いているかどうかたずねたところ、約半数の方が普段から診察券を持ち歩いていることがわかった。



保有している診察券を枚数換算ⁱし、診察券の平均保有枚数を算出したところ、4.63枚となった。

また、普段から持ち歩いている診察券は最も多い方で30枚、平均すると3.32枚であった。

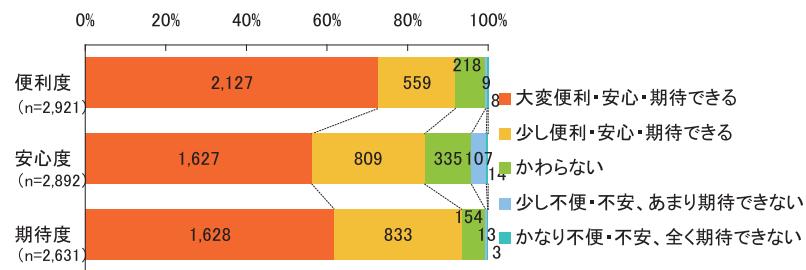




特集4 地方創生に資する「地域情報化大賞」受賞優良事例

② 地域共通診察券に対する期待

複数の医療機関で使用できる地域共通診察券について、便利度ⁱⁱ、安心度ⁱⁱⁱ、期待度^{iv}の3つの側面についてたずねたところ、期待度では「大変期待できる」「少し期待できる」と合計、便利度では「大変便利」「少し便利」の合計が9割を超え非常に高い回答が得られた。



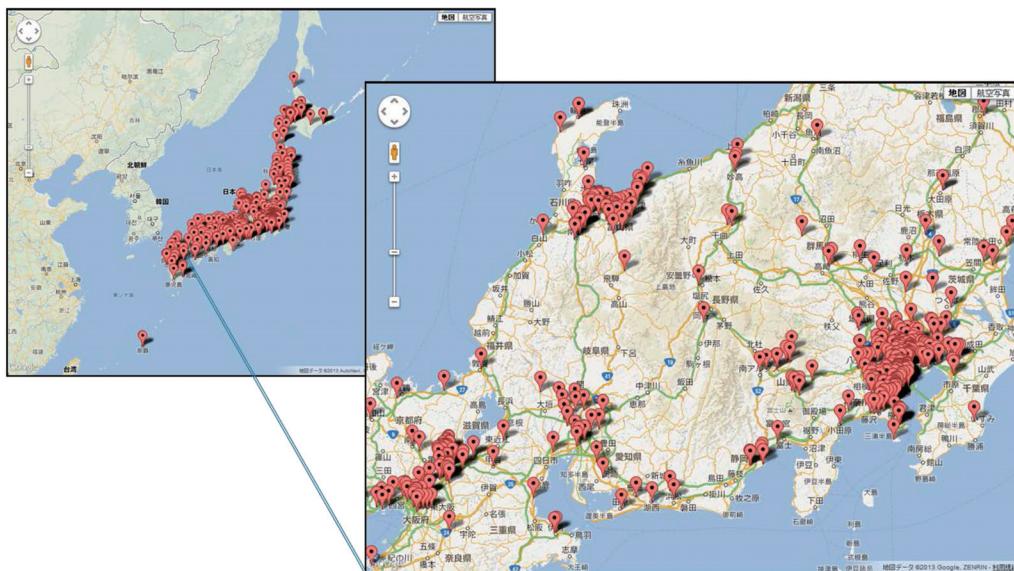
便利度については、診察券の保有枚数が多いほど、高い評価となった。



<事業の効果>

1 電子版お薬手帳

ポケットカルテの電子版お薬手帳に対応している調剤薬局は、2014年12月末時点で、全国で611店舗に拡大。



2 電子版透析手帳

- ① 2014年2月 京都大学医学部付属病院腎臓内科(京都府京都市)と提携し、電子版透析手帳を新たに開発。
- ② 京都腎臓病患者協議会・大阪腎臓病患者協議会・兵庫県腎友会・滋賀県腎臓病患者福祉協会に加盟する透析患者約1万5千名にサービス提供を開始。

3 電子版健診手帳

- ① 2014年4月 日本赤十字社柏原赤十字病院(兵庫県丹波市)と提携し、電子版健診手帳を新たに開発。
- ② 2014年12月末時点で10,266名(住民健診対象総数の約30%)がサービス利用中。

4 電子版NICU退院手帳

- ① 2014年4月 大阪府立母子保健総合医療センター(大阪府堺市)と提携し、電子版健診手帳を新たに開発。
- ② 2015年4月からNICUを退院する子供の治療記録を全数登録し、退院患者の長期フォローアップを行うためのツールとして利用開始予定。
- ③ 日本小児連絡協議会(四者協)(日本小児科学会、日本小児保健協会、日本小児科医会、日本小児期外科系関連学会協議会)において、ポケットカルテを小児難病や小児の管理に利用していくための委員会(疾病登録と保健・医療情報の電子化に関する委員会)設置が承認され、全国の小児科へ順次展開予定。

5 ケーブルTV版ポケットカルテ

パソコン・携帯電話・スマートフォンなどに馴染みのない高齢者や地域住民に向けて、「ケーブルTV版ポケットカルテ」をサービス提供開始。

- ① 2013年10月 J:COM京都みやびじょんでトライアル開始
- ② 2014年9月 J:COMグループ全社(31社)へ拡大し全国展開開始
- ③ 2015年3月～ 日本ケーブルテレビ連盟加盟のケーブルテレビ事業者が順次サービス対応開始予定

2013年10月29日(火):京都新聞「TVで自分の健康情報」



特集4 地方創生に資する「地域情報化大賞」受賞優良事例

<今後の課題と展開>

当法人のコンセプト

「お金がある人はお金を出す」

「頭の良い人は知恵を出す」

「両方無い人は汗をかく」

これにより、住民誰もが少しづつでも事業に関わることが可能となっており、当法人が目指す「循環型で持続可能な社会の実現」のベースとなっている。

本事業においては、公的資金に頼らずに、自立的・継続的に事業運営しており、「ポケットカルテ」の利活用が拡大するに伴って、新たな事業モデルが考案され、必ずそれを実現することで、事業拡大の好循環を生み出していくと考えられる。

<導入費・維持費>

導入費用 と維持費用については、

① 病院など医療機関では、

- (ア) 「ポケットカルテ」用に、領収書にQRコードを発行し、電子データ送信に対応するかどうか
- (イ) 地域共通診察券「すこやか安心カード」を発行するか、受付のみするか
- (ウ) 受付は何カ所でするか

② ケーブルテレビ局では、

- (ア) 双方向通信可能かどうか
- (イ) STB(受像機器)が既に「ポケットカルテ」に対応済みかどうか

等々、導入する場所・施設・内容によって大きく異なるため、詳細は下記までお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

団体 特定非営利活動法人 日本サステナブル・コミュニティ・センター

〒612-0875 京都市伏見区深草枯木町33-1-303

担当部署名:どこカル.ネット事務局

TEL/FAX:075-645-7484/075-645-7488

e-mail:info@dokokaru.net